

招提校区コミュニティ協議会会則

(名称)

第1条 本会は、招提校区コミュニティ協議会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、枚方市招提東町2丁目2番8号 枚方市立招提小学校内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、招提小学校区に居住する者をもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の連帯を深め、地域自治の発展と福祉の増進を図るとともに、自治会及び各種団体の自主的な活動を促進し、住みよいまちづくりをめざすことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦活動に関すること。
- (2) 生活環境の保全に関すること。
- (3) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
- (4) 文化及び学習活動に関すること。
- (5) スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
- (6) 青少年の健全育成に関すること。
- (7) 校区内各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 防災活動及び招提校区自主防災会に関すること。
- (9) 防犯活動及び招提校区地域安全センターに関すること。
- (10) 枚方市コミュニティ連絡協議会に関すること。
- (11) 枚方市等行政関係機関との連絡調整に関すること。
- (12) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(会議)

第6条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第7条 総会は、本会の議決機関で、役員及び各種団体代表者、自治会より選出された代議員をもつて構成する。

2. 自治会の代議員は、自治会員数を基本に、別に定める方法により選出する。
3. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。ただし、その付議する事項の一部を幹事会に委任することができる。

- (1) 年間事業計画及び予算の議決
 - (2) 事業報告及び収支決算の認定
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他議決が必要であると認めた事項
4. 総会は、毎年5月に会長が招集し、会長が議長にあたる。
5. 臨時総会は、幹事会が必要であると認めたとき、又は3分の2以上の代議員から請求があったときに、会長は招集しなければならない。
6. 総会は、3分2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

(幹事会)

- 第8条 幹事会は、本会の執行機関で、会計監査を除く役員並びに招提校区自主防災会会长及び招提校区地域安全センター所長をもって構成する。
- 2. 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の議決事項の処理
 - (2) 事業等の基本的事項の決定及び執行
 - (3) その他必要な事項
 - 3. 幹事会は、毎月1回会長が招集し、会長が議長にあたる。
 - 4. 臨時幹事会は、会長が必要であると認めたとき、又は3分の2以上の役員から請求があったときに、会長は招集しなければならない。
 - 5. 幹事会及び臨時幹事会は、その2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
 - 6. 幹事会は、団体相互の連絡及び協議を要するとき、構成団体代表者及び専門委員の出席を求め、校区団体代表者会議を開くことができる。
 - 7. 幹事会は、事業等の企画及び検討を行うとともに、各種団体との連携を深めるため、事業別に部会を置くことができる。

(役員)

- 第9条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 会計監査 2名

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、全ての業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を行う。会長は副会長の中より、会長代行を指名する。
- (3) 事務局長は、本会の事務業務を取り扱う。
- (4) 会計は、本会の会計業務を取り扱う。
- (5) 幹事は、本会の業務の運営にあたる。
- (6) 会計監査は、本会会計を監査する。

(役員の選出)

第11条 役員の選出は、幹事会で選出し総会で承認を得なければならない。ただし、幹事は自治会代表者をもってあてる。

2. 役員の任期は2年とする。但し、再任することができる。
3. 第9条各号の役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第12条 本会会計の収入は、自治会負担金及び枚方市コミュニティ活動補助金その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、5月1日に始まり、翌年の4月30日をもって終わる。
3. 会計監査は、年1回以上、本会会計を監査し総会に報告しなければならない。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置く。事務局員は会長の指名によりあてる。

(附則)

- 1・この会則は、平成11年5月16日から施行する。

- (附則)
1. この会則は、平成12年5月21日から施行する。

(附則)

1. この会則は、平成21年5月16日から施行する。
2. 第7条2項の自治会代議員は、各自治会員50人（世帯）に1人の割合により選出する。ただし、端数が出た場合は切り上げる。

(附則)

1. この会則は、平成24年5月13日から施行する。

(附則)

1. この会則は、平成25年5月12日から施行する。